

愛媛県地球温暖化防止活動推進員 募集要項

地球温暖化を防止するためには、行政や事業者のみならず、県民の皆様一人一人の心掛けと取組みの積み重ねが不可欠です。

本県では、温暖化防止の活動を自らが率先して実践することをはじめ、県民や地域における要請に応じ、温暖化防止の普及・啓発活動等を行う「愛媛県地球温暖化防止活動推進員」を以下のとおり募集します。

【1】応募要件 次の要件を全て満たす方

- (1) 地球温暖化の防止に向けた活動に**熱意**と**識見**を有すること
 - (2) 年齢が満18歳以上（高校生を除く）の県内居住者
 - (3) 県及び県地球温暖化防止活動推進センターが行う事業等に協力できること
- ※満18歳以上であれば大学生の方も応募できます。

【2】任 期 （委嘱の日から）平成32年6月30日まで

【3】応募方法 「応募用紙」に必要事項を記入し、県環境政策課に提出

- ・第1回締切：7月20日（金）まで
- ・第2回締切：11月30日（金）まで

※なお、上記の締切日以降も随時募集しています。

※「応募用紙」「募集要項」は、愛媛県ホームページに掲載しています。

【 URL 】（地球温暖化防止活動推進員の募集）

<http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/theme/ondanka/suishinin/top.html>

【4】自主的な活動（例）

- ・国民運動「COOL CHOICE」の啓発活動
- ・診断ソフトを使った省エネ診断の実施
- ・段ボールコンポストの普及活動
- ・みどりのカーテンの普及活動
- ・自然観察会の開催
- ・学校や地域での出前講座

※その他、県等が実施する環境イベントへの支援など、ご自身の得意分野の知識や経験を活かせる活動を自由に行ってもらっています。

【5】活動への支援

- ・活動を行う上で必要な知識等の取得を目的として、愛媛県地球温暖化防止活動推進センターが研修会を開催するほか、情報の共有等を行うため、推進員同士の意見交換会を開催します（参加は任意）。
※研修会、意見交換会の開催にあたっては、交通費を支給します。
- ・推進員は、愛媛県地球温暖化防止活動推進センターの会議室を使用できます。
※推進員同士の打ち合わせや学習会等に使用できます。
- ・地球温暖化防止についてのパネルの貸出や資料の提供等が可能です。
- ・推進員の活動できる機会やイベント等をお知らせします。

【6】留意事項

- ・推進員は、ボランティアとして活動していただきます。
- ・推進員には、年度当初（毎年4月末を目途）に前年度の活動報告書を提出いただきます。
※特段の理由なく活動を行われない場合、再委嘱を行わない場合がありますので、ご注意ください。

【7】提出先・問い合わせ先



〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部環境局 環境政策課 温暖化対策グループ

《電 話》089-912-2349

《E-mail》kankyou@pref.ehime.lg.jp

【参考】

愛媛県地球温暖化防止活動推進員とは

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条の規定に基づき、愛媛県知事が委嘱します。ただし、ボランティアとして活動を行うものとし、地方公務員法上の身分はありません。地域において地球温暖化防止活動の推進等を図るため、以下の活動を行います。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。